

2020年3月25日

国立大学法人金沢大学
学長 山崎 光悦 様

金沢大学教職員組合
執行委員長 市原 あかね

人事院勧告に準じた年俸制の給与改正について

人事院勧告に準じた年俸制の給与改正について、下記のとおり申し入れますので、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

記

1. 人事院勧告に対応した年俸制の給与改正について、平成27年度の人事院勧告への対応時期と、平成28年度以降の人事院勧告への対応時期とが異なっていることについて説明すること。

人事院勧告に対応して年俸制の給与を改正する際、平成27年度の人事院勧告に対応した給与改正については、改正規程を「平成28年3月1日から施行し、平成28年1月1日から適用」としたのに対して（月給制は平成28年3月1日施行、前年4月に遡及）、平成28年度の人事院勧告については平成30年1月1日施行（月給制は平成29年3月1日施行、前年4月に遡及）、平成29年度人事院勧告については平成31年1月1日施行（月給制は平成30年3月1日施行、前年4月に遡及）、平成30年度人事院勧告については令和2年1月1日施行（月給制は平成31年3月1日施行、前年4月に遡及）、令和元年度人事院勧告については、令和3年1月1日施行（月給制は令和2年3月1日施行、前年4月に遡及）となっており、平成27年度と比べて28年度以降は対応が1年遅れています。

年俸制の給与規程を改正することの説明について、平成27年度の人事院勧告

への対応については、就業規則改正の説明会（平成28年2月）で説明がなされ、新旧対照表が後日示されていますが、平成28年度以降の人事院勧告への対応については、説明会で配付された資料に記載はなく説明もありません。年俸制導後の二度目の人事院勧告から対応が変更されたことについて、説明がないままに今日に至っています。経緯について明確な説明を求めます。

2. 規則改正の提案および意見聴取の際には、月給制等と同様に新旧対照表等で改正箇所を具体的に示すこと。

平成28年度以降の人事院勧告に対応した給与規程の改正の際、年俸制の給与規程を改正することについて、就業規則改正の説明会で言及されず、また新旧対照表等で具体的な改正箇所も示されていません。改正内容の説明がない以上、過半数代表からの意見聴取がなされたとはいえ、労働基準法第90条に違反しています。

過去の改正について改正箇所を示すこと、直近の改正についても新旧対照表等で具体的な改正箇所を示した上で、改めて意見聴取を行うことを求めます。

以上